

平成27年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程

制定理由

学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、新たに教員人事委員会を設置するものである。

承認経過

平成27年 3月25日 教育研究協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程を次のように制定する。

平成27年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年規程第9号

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程を別紙のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この規程は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第4条第6項の規定により教員人事委員会について必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 教員人事委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 教員人事の方針、基準及び手続きに関すること
- (2) 教授会の策定する教員採用計画に関すること
- (3) 教授会の行う教員候補者の選考に関すること
- (4) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員候補者の選考に関すること
- (5) 大学院教育学研究科教育実践創成専攻を担当する教員候補者の選考に関すること
- (6) 特命教授等候補者の選考に関すること
- (7) その他大学教員の人事に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 学系長
- (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務を所掌する理事をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課が処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。